

多文化共生社会をめざして



●人権とは

わたしたち地球上のすべての人間は、人間らしく幸せに生きる権利をもっています。それが人権です。人権に、肌の色や言語、宗教、国籍の違いは関係ありません。

◇外国人の人権も尊重しましょう

言語、宗教、習慣などによる違いから、職場や学校、地域社会などの日常生活の場において、さまざまなあつれきが生じ、外国人に対する人権侵害につながっています。

例えば、外国人労働者の雇用においては、外国人であることを理由に就職を断られたり、同じ仕事をしているのに賃金が日本人より安い、労働条件が日本人より悪い、昇進等で不利益を受ける等の問題が発生しています。

また、レストランへの入店や理容店や公衆浴場においてサービスの提供を拒否される事案、アパートへの入居を拒否されるといった事案も発生しています。

この他にも、ヘイトスピーチ（特定の国または地域、民族の出身であることを理由として、適法に居住する人々を排斥する差別的言動）が行われています。こうした中、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（通称：ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。このヘイトスピーチ解消法には、以下のようなポイントがあります。

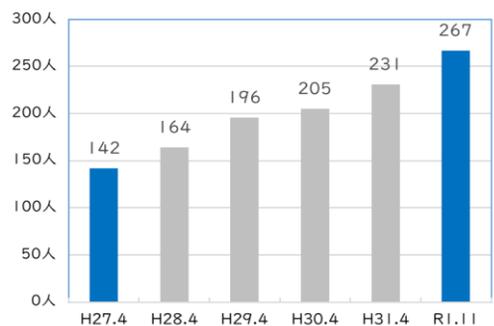
- ◆外国の出身であることや外国にルーツがあることを理由にした不当な差別的言動を行うことは許されないことを宣言
- ◆不当な差別的言動とは、外国の出身者らに対して、差別意識を助長する目的で、公然と危害を加える旨を告知したり、著しく侮ったりして地域社会から排除することを扇動する言動をいう
- ◆国民は差別的言動のない社会の実現に努めなければならない。国と地方自治体は、相談体制の整備、差別の解消のための教育や啓発などの施策を実施する

最近では、平成31年4月に、出入国管理法が改正され、就労目的の人材不足が深刻な14業種を対象に、一定の技能と日本語能力のある外国人に日本での就労を認めました。

また、今年も、東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、就労・技能取得・観光目的の外国人も増加が予想され、外国人と接する機会はますます増加します。

日本の外国人居住者は、近年増加傾向にあり平成30年末統計によると約273万人で過去最高を記録しています。うきは市においても、平成27年4月末時点で142名だった外国人の人口が、令和元年11月末時点で267名となり、約5年で2倍近く増加しています。

うきは市外国人人口



～多文化共生社会～

このように、日本に外国人が増えることで、さまざまな文化や習慣も一緒に入ってきます。日本にいるからといって、外国人が持っている文化や習慣を認めずに、日本の文化や習慣を押し付けるのではなく、外国人が暮らしやすい地域社会をつくるのが重要です。そのために、外国人と交流しそれぞれの文化や習慣に触れ合ったり、日本語教育の充実や住宅の入居支援、相談体制の構築等、生活支援も必要になってきます。

日本人・外国人がそれぞれの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解し、これらをお互いに尊重することが多文化共生社会につながります。

また、そのことが、外国人に対する偏見や差別をなくすことに近づくと同時に、うきは市がめざす「人権のまちづくり」につながるのではないのでしょうか。

外国人の人権相談 (Human Rights Counseling for Foreigners)



法務省の人権擁護機関では、外国人の人権に関する啓発活動のほか、外国人であることを理由とした差別やいじめなどの人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じています。悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。一人で悩まずご相談ください。

また、法務局では人権侵害の疑いのある事案について、必要に応じて事実関係の調査を行い、これを踏まえた適切な措置を講ずることにより、被害の救済や予防を図っています。これらの調査や措置に強制力はありませんが、関係者の協力を得ながら、身近に起こる人権問題について簡易・迅速・柔軟な解決を目指す取組を行っています。

なお、英語や中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を、特定の法務局（東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、高松、松山）において曜日指定して開設し、相談に応じています。

この他にも「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じています。

(詳細は <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>)

Do you encounter human rights problems in your daily life, such as unfair discrimination against foreigners or bullying in schools, etc.?

Please do not worry alone, and consult Legal Affairs Bureaus and District Legal Affairs Bureaus.

The officials and Human Rights Volunteers can provide human rights counseling and will find the best solution to your problem.

※外国語によるお問い合わせは、以下の外国語人権相談ダイヤルまでお願いします。

Human Rights Counseling for Foreign nationals

For those who are not comfortable speaking Japanese, the Legal Affairs Bureaus and District Legal Affairs Bureaus throughout Japan provide human rights counseling services.

日本語を自由に話すことができない人からの人権相談に応じるため、専用の相談電話（ナビダイヤル）を設置しています。全国どこからでもこの電話番号にかけていただくことにより人権相談をお受けします。

◇電話番号 0570-090911

◇対応時間 平日（年末年始を除く）9時00分～17時00分

◇対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語及びベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

The phone number (Navi Dial) below is available for human rights counseling for those who are unable to speak Japanese fluently. Feel free to consult with us by telephone from anywhere in Japan.

◇Phone 0570-090911

◇Days and Hours Weekdays 9:00 through 17:00 (Closed on public holidays and December 29th through January 3rd)

◇Languages English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, Thai

※Your call will be directed to the nearest Bureau to you via a multilingual interpretation service company. Please be careful not to dial a wrong number.